

余裕活用型乳児等通園支援事業の認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 賀茂川福祉会							
	名称	幼保連携型認定賀茂川こども園							
	場所	竹原市新庄町1486番地4							
	事業開始時期	令和8年4月1日							
	事業内容	利用方法	定期及び定期的ではない柔軟な利用						
		実施日	月曜日から金曜日まで						
		実施時間	9時30分から16時まで						
		利用料金	1時間300円						
		その他料金	給食費1食300円 おやつ1食50円						
		給食提供の有無	有（可能な範囲で提供する）						
クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
既存	利用定員	5	20		55		80		
施設	在籍児童数	2	19		52		73		
事業の利用定員 (上限数)		1	2	2			5	※既存施設の利用定員の内訳	
設備	※既存の設備で事業を実施（既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ）								
職員	※既存の設備で事業を実施（既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ）								
設備以外の基準	全施設	法第34条の15第3項第4号に規定する欠格事由に該当しない					適	誓約書により確認	
	社会福祉法人・学校法人以外のみ	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）					—	社会福祉法人	
		年間事業費の2/12以上を現金で所有している					—	社会福祉法人	
		過去3年以上純損失を計上していない					—	社会福祉法人	
		乳児通園支援事業の経営担当役員が社会的信望を有している					—	社会福祉法人	
実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）					—	社会福祉法人			
所見	<p>余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は、既に認可時に基準に適合していることを所管庁が確認済みであり、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。</p> <p>また、運営に係る規程及び定款については、法人内部での決議後、令和8年6月末までに提出の見込みであり、当該事業認可申請書には改正案が添付されている。</p> <p>上記のとおり、認可に求められる基準を満たしていることから、改正後の運営に係る規程及び定款の提出を付記して、乳児等通園支援事業として認可したい。</p>								

余裕活用型乳児等通園支援事業の認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 大乘福社会							
	名称	幼保連携型認定大乘こども園							
	場所	竹原市福田町2769番地1							
	事業開始時期	令和8年4月1日							
	事業内容	利用方法	定期及び定期的ではない柔軟な利用						
		実施日	月曜日から金曜日まで						
		実施時間	9時から16時まで						
		利用料金	1時間300円						
		その他料金	無						
		給食提供の有無	有（可能な範囲で提供する）						
	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
既存	利用定員	7	8	30			45		
施設	在籍児童数	7	8	27			42		
事業の利用定員 (上限数)	2	4	4				10	※既存施設の利用定員の内訳	
設備	※既存の設備で事業を実施（既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ）								
職員	※既存の設備で事業を実施（既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ）								
設備以外の基準	全施設	法第34条の15第3項第4号に規定する欠格事由に該当しない					適	誓約書により確認	
	社会福祉法人・学校法人以外のみ	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）					—	社会福祉法人	
		年間事業費の2/12以上を現金で所有している					—	社会福祉法人	
		過去3年以上純損失を計上していない					—	社会福祉法人	
		乳児通園支援事業の経営担当役員が社会的信望を有している					—	社会福祉法人	
実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）					—	社会福祉法人			
所見	<p>余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は、既に認可時に基準に適合していることを所管庁が確認済みであり、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。</p> <p>また、定款については、法人内部での決議後、令和8年6月末までに提出の見込みであり、当該事業認可申請書には改正案が添付されている。</p> <p>上記のとおり、認可に求められる基準を満たしていることから、改正後の定款の提出を付記して、乳児等通園支援事業として認可したい。</p>								

余裕活用型乳児等通園支援事業の認可について

概要	設置者名	学校法人本長寺学園							
	名称	学校法人本長寺学園 中央こども園							
	場所	竹原市本町二丁目4番29号							
	事業開始時期	令和8年4月1日							
	事業内容	利用方法	定期及び定期的ではない柔軟な利用						
		実施日	月曜日から土曜日まで						
		実施時間	9時から14時まで						
		利用料金	1時間300円						
		その他料金	給食費1食350円						
		給食提供の有無	無（入園希望の場合は、可能な範囲で提供する）						
	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
既存	利用定員	7	28	60			95		
施設	在籍児童数	8	26	68			102		
事業の利用定員 (上限数)	2	2	2				6	※既存施設の利用定員の内訳	
設備	※既存の設備で事業を実施（既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ）								
職員	※既存の設備で事業を実施（既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ）								
設備以外の基準	全施設	法第34条の15第3項第4号に規定する欠格事由に該当しない					適	誓約書により確認	
	社会福祉法人・学校法人以外のみ	経営に必要な物件が自己所有（国等からの貸与等を受けている）					—	学校法人	
		年間事業費の2/12以上を現金で所有している					—	学校法人	
		過去3年以上純損失を計上していない					—	学校法人	
		乳児通園支援事業の経営担当役員が社会的信望を有している					—	学校法人	
実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）					—	学校法人			
所見	<p>余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は、既に認可時に基準に適合していることを所管庁が確認済みであり、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。</p> <p>また、運営に係る規程及び寄附行為については、法人内部での決議後、令和8年6月末までに提出の見込みであり、当該事業認可申請書には改正案が添付されている。</p> <p>上記のとおり、認可に求められる基準を満たしていることから、改正後の運営に係る規程及び寄附行為の提出を付記して、乳児等通園支援事業として認可したい。</p>								

余裕活用型乳児等通園支援事業の認可について

概要	設置者名	社会福祉法人 明星福祉会							
	名称	幼保連携型認定明星こども園							
	場所	竹原市忠海東町四丁目2番7号							
	事業開始時期	令和8年4月1日							
	事業内容	利用方法	定期及び定期的ではない柔軟な利用						
		実施日	月曜日から金曜日まで						
		実施時間	9時30分から14時30分まで						
		利用料金	1時間300円						
		その他料金	(給食費) 1食300円						
		給食提供の有無	有(可能な範囲で提供する)						
	クラス年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
既存	利用定員	2	17	36			55		
施設	在籍児童数	1	15	31			47		
事業の利用定員(上限数)	1	1	1				3	※既存施設の利用定員の内訳	
設備	※既存の設備で事業を実施(既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ)								
職員	※既存の設備で事業を実施(既存施設の利用定員の範囲内での子どもの受け入れ)								
設備以外の基準	全施設	法第34条の15第3項第4号に規定する欠格事由に該当しない					適	誓約書により確認	
	社会福祉法人・学校法人以外のみ	経営に必要な物件が自己所有(国等からの貸与等を受けている)					—	社会福祉法人	
		年間事業費の2/12以上を現金で所有している					—	社会福祉法人	
		過去3年以上純損失を計上していない					—	社会福祉法人	
		乳児通園支援事業の経営担当役員が社会的信望を有している					—	社会福祉法人	
実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している(又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる)					—	社会福祉法人			
所見	<p>余裕活用型乳児等通園支援事業により実施するため、事業を行おうとする事業所は、既に認可時に基準に適合していることを所管庁が確認済みであり、その後の運用についても子ども・子育て支援法に基づく監査等において基準に適合していることを確認している。</p> <p>上記のとおり、認可に求められる基準を満たしているため、乳児等通園支援事業として認可したい。</p>								